

社会教育推進プラン（案）

逗子市教育委員会

目次

社会教育推進プラン制定の背景および趣旨	1
社会教育の法律上の定義	2
逗子市の社会教育	4
社会教育推進プランと逗子市総合計画との関係について	5
社会教育推進プランの性格および役割	9
社会教育推進プランイメージ図	10
社会教育推進プラン全体図	11
施策の柱イメージ図	12
社会教育推進プランの理念	13
施策の柱① 現代的課題に対する学習機会の提供	15
施策の柱② 地域で取り組む課題に対する学習機会の提供	19
施策の柱③ 地域で子どもを育てる環境づくりに向けた学習機会の提供	22
用語解説	24

社会教育推進プラン制定の背景および趣旨

高度情報化、グローバル化、少子高齢化など社会の急激な変化により、学校教育とともに社会教育の重要性が益々高まってきています。青い海と緑に囲まれた逗子市は、その豊かな自然環境のなかで、豊かな人間を育み、市民が主役のまちづくりが行われることを目指しています。社会教育は学校以外の場所において、全世代の人々が、学び合い、教え合い、共に育つ機会を提供し、人々が積極的にまちづくりに関わる素地をつくっていくことが求められています。

本市は、平成21年に行われた機構改革により、従来、逗子市教育委員会教育部生涯学習課で行っていた各種事業を市長部局の各課が分散して担当することとし、青少年に関するものは福祉部、文化振興に関するものと生涯学習に関するものは市民協働部において事業を行うことになりました。これにより、生涯学習課は社会教育課と名称を変更し、本市の教育施策として行うべき社会教育として主に講座事業を行い、単年度ごとに評価を行ってきました。今後は、中長期的視点にたち、本市の社会教育の目指すべき方向を示す必要性があることから「社会教育推進プラン」の制定にいたったものです。

「社会教育」の法律上の定義

社会教育とは、社会教育法第2条で「学校の教育課程として行なわれる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む）をいう。」と定義されています。

そして同法第3条第1項及び第2項では、「すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成」し、「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与する」こととしています。

この「生涯学習の理念」については、教育基本法第3条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と示されています。

さらに、社会教育法第3条第3項は、「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。」と規定し、社会教育の社会性・地域性を強調しています。

また、同法第3条第1項では、国及び地方公共団体は、「必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により」社会教育を奨励しなければならないとしています。必要な施設の設置とは、図書館、博物館、

公民館、青年の家、学校施設の利用等々であり、学習形態も講座、講演会、講習会、展示会、通信教育、イベント、学習グループ、ワークショップなどインフォーマルで多様な形態によるのが、社会教育の特色です。

このように、社会教育は、家庭教育、学校教育と並ぶ3つの教育領域の一つであり、生涯学習の一環であり、それは社会・地域とかかわる学習であることを意味します。

逗子市の社会教育

逗子市は、『逗子市総合計画』において、共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち（第3編第3章第2節）を目指しています。これは、社会の当事者としての自覚と責任をもって、逗子市の今と未来に積極的にかかわり、発言する、主体的で自立した市民の参加、すなわち市民社会力を基盤とした「ひとづくり」です。

このような中で、逗子市の社会教育は、いきいきと学びを楽しむ個人の支援とともに、「市民が主人公」のまちを支える力を、市民の中に培っていくことが、求められています。

社会教育は今、その重要性が高まり、社会構築の重要な力として再認識されています。現在のように超高齢社会が到来し、変化の激しい時代にあっては、各個人が「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」（内閣府人間力戦略研究会、2003年）を身につけるために、生涯にわたっての学習を継続可能にしていくことが必要です。図書館や市民活動施設、文化体育施設をはじめ、広く自然や社会生活の場においても、また講演やワークショップなども含む、多彩な形態をもつことが、社会教育の要件となっています。

逗子市は、市民各人の要望に応じた多様な場において、個人が自発的意思に基づいて広くゆたかな知識や技能を学習し、主体的市民として”地域社会においてその成果を生かし”ていけるような社会教育環境の構築を目指します。

社会教育推進プランと逗子市総合計画との関係について

○ 逗子市総合計画のアウトライン

第1編 総論

第2編 基本構想

第3編 実施計画

第1章 実施計画の基本方針

第2章 計画の基礎条件

第3章 「私たちはこんなまちにしていく」を実現するために

第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち

第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち

共に学び、共に育つ、共育のまち推進プラン（基幹計画）

（個別計画）

生涯学習活動推進プラン

文化振興基本計画

スポーツ推進計画

学校教育総合プラン

社会教育推進プラン

第3節 自然と人間を共に大切にするまち

第4節 安心で安全な、快適な暮らしを支えるまち

第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち

○ 逗子市総合計画の構成・期間

逗子市では、1997年（平成9年）2月に策定した前総合計画が、2015年（平成27年）を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。また、「逗子市まちづくり条例」に基づき、2007年（平成19年）12月に市議会による議決を経て策定したまちづくり基本計画が、30年後に焦点を当てた計画となっています。

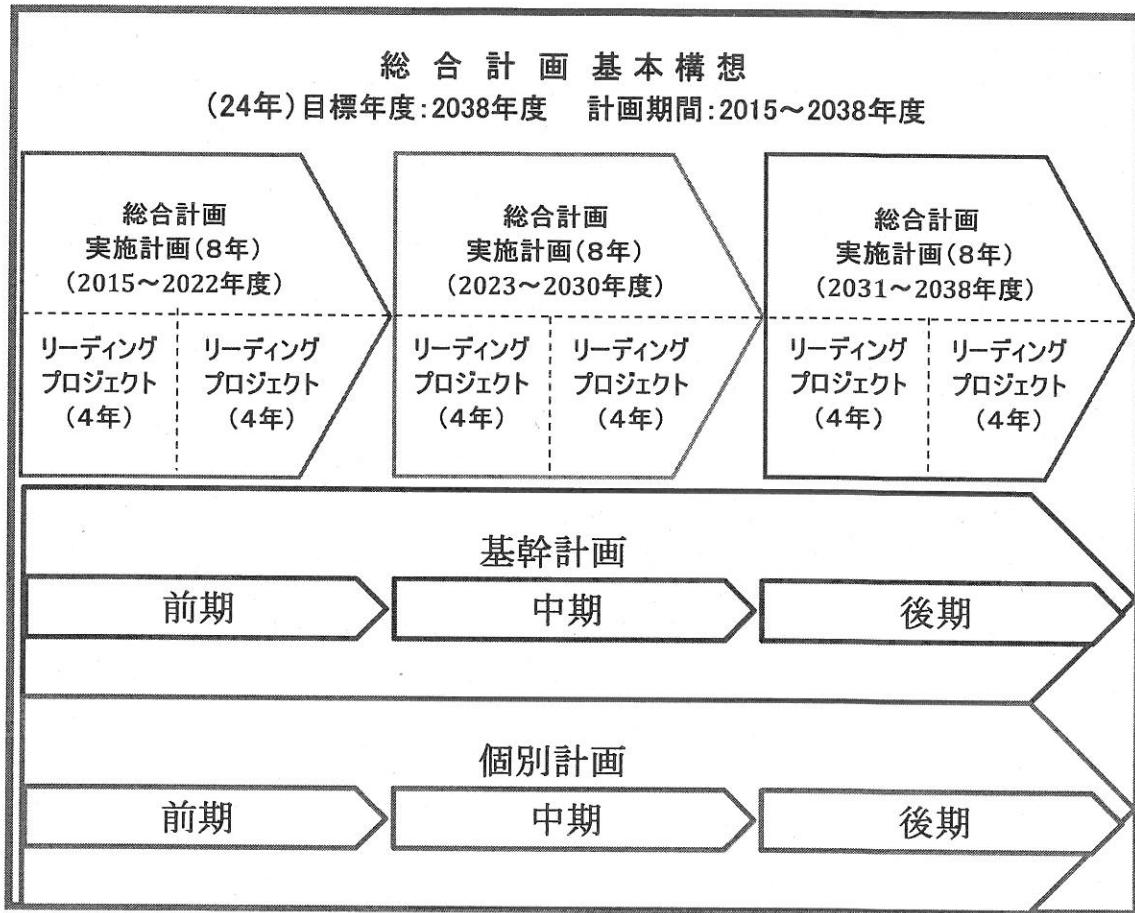
以上のこと考慮し、現在の総合計画が、まちづくり基本計画との一体化を踏まえ、計画期間を2015年度（平成27年度）から2038年度（平成50年度）までの24年間としていることから、基幹計画「共に学び、共に育つ 共育（きょういく）のまち推進プラン」においても24年間の計画となります。

このことを踏まえて、個別計画として策定する「社会教育推進プラン」も、逗子市総合計画及び基幹計画「共に学び、共に育つ、共育（きょういく）のまち推進プラン」との整合性を図るため、全体の計画期間を 2015 年度（平成 27 年度）から 2038 年度（平成 50 年度）までの 24 年間とします。

総合計画に位置付けられた目標や取り組みの方向などが、個別計画である「社会教育推進プラン」にも位置付けられていることから、全体の計画期間は、24年間という長期にわたる計画となります、前期・中期・後期と期間を区切り、8年（4年×2）ごとに見直すこととします。

実施計画は、基本構想で示した将来像や取り組みの方向を具現化するために、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すものであり、計画期間は8年（4年×2）とします。なお、実施計画において目標達成状況を明確にしたうえで、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて4年後に見直しを行うこととします。

○ 逗子市総合計画期間のイメージ図



総合計画実施計画に位置付けられるリーディング事業は、総合計画実施計画の期間 8 年間で戦略的・重点的に実現を図っていく事業として、基幹計画、個別計画でそれぞれ定める事業（取り組み）の中でも特に重要な事業（取り組み）と共通な事業となっています。このように、全ての計画を総合計画の下に体系化し、三層（総合計画・基幹計画・個別計画）を連動させて、一体的に計画の実現を推進していきます。

○ 逗子市総合計画および「社会教育推進プラン」の推進と評価

「社会教育推進プラン」は、逗子市総合計画及び基幹計画の「個別計画」にあたります。逗子市総合計画の第3編第3章第2節における個別計画には「生涯学習活動推進プラン」「文化振興基本計画」「スポーツ推進計画」「学校教育総合プラン」があります。これらの計画と「社会教育推進プラン」をあわせた5つの個別計画が第2節の個別計画に該当するものです。そして、この第2節をまとめたものが基幹計画「共に学び、共に育つ共育（きょういく）のまち推進プラン」です。

「社会教育推進プラン」に位置付けられた事業は、総合計画及び基幹計画と整合性を図りながら推進を図ります。

「社会教育推進プラン」は、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、まちづくりに積極的に関わっていける地域のための『ひとづくり』をめざし、市民と共に取り組んでいきます。

「社会教育推進プラン」に基づく事業が適切に実施されるように、進行管理や評価を行います。この評価をもとに、必要に応じて事業内容及び手法などの改善を図り、計画的・効果的に施策や事業を推進していきます。

なお、目標達成状況を明確にするため、基本的に年度ごとの見直しは行いません。ただし、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて4年後に見直しを行います。

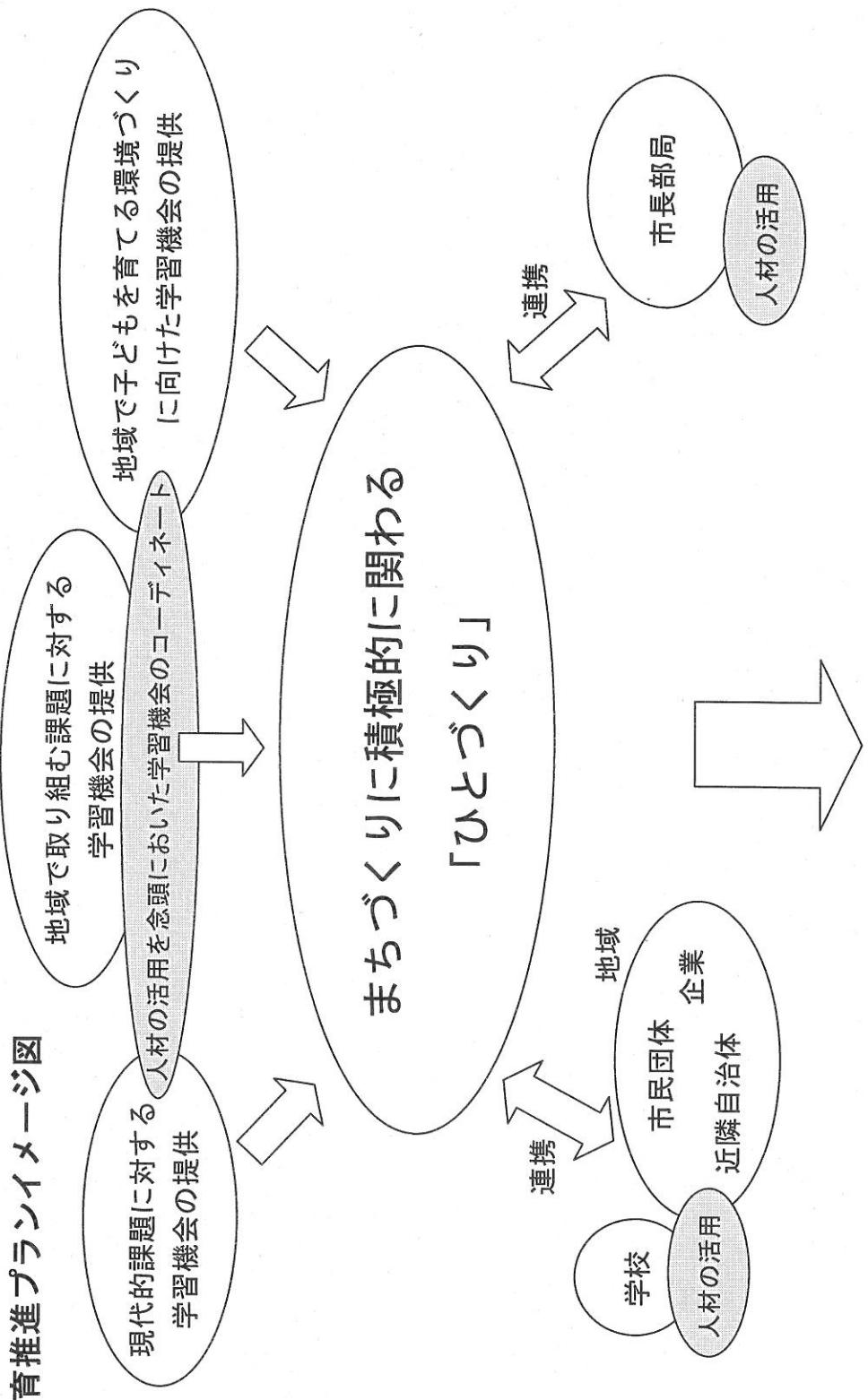
社会教育推進プランの性格および役割

「社会教育推進プラン」は、逗子市総合計画が目指す理念を社会教育としてどう実現していくかについて、具体化したものです。この計画は逗子市総合計画の実施計画8年（4年×2）における計画としています。

「社会教育推進プラン」により、逗子市における社会教育の役割を整理し、事業の方向を明確にし、事業を実施し、評価を行っていくこととなります。

「社会教育推進プラン」の策定にあたり、社会教育の目指すべき方向について社会教育委員会議で討議し、市民を交えてのワークショップで検討を行い、市民と行政が協働して策定されていることを申し添えます。

社会教育推進プラントイメージ図



子どもも大人も共につながり成長していくまち

社会教育推進プラン全体図

理念

子どもも大人も共につながり成長していくまち

わたしたちは、将来像の中で「人間を大切にするまちでありたい」とうたっています。この理念の実現のためには、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、まちづくりに積極的に「ひとづくり」がその第一歩となります。

社会教育課題や地域課題について、大人も子供も一緒に学び、個を高め合う機会を広く市民に提供し、学校、地域、家庭のつながりを強化していくことで、地域社会、さらには世界に貢献できる「ひとづくり」に市民と共に取り組んでいきます。

施策の柱

①現代的課題に対する学習機会の提供

逗子市の政策に係る重点課題や、現代的課題について、市民団体や、学校、企業、近隣の自治体、市長部局等と連携を図りながら学習機会を充実させます。

②地域で取り組む課題に対する学習機会の提供

市内の各地域において、諸課題についての学習機会を充実させることで、地域で取り組む課題の解決を担える人材の育成を図り、地域活動へのきっかけづくりを行います。

③地域で子どもを育てる環境づくりに向けた学習機会の提供

市民団体、学校、市長部局等と連携しながら、青少年の健全育成を図るとともに、家庭教育に関する学習機会の充実させ、学校、地域、家庭のつながりを強化します。

具体的施策 の方向

①－1	①－2	①－3	①－4	文化財の保存と活用の充実
人権意識を養うための学習機会の充実	新たに提起された社会問題に関する学習機会の充実	図書館資料の充実と利用者への支援	地域に親しみをつくりへの支援	地域の課題に関する学習機会の充実

②－1	②－2	②－3	③－1	③－2	③－3
青少年の健全育成への支援	家庭教育に関する学習機会の充実	学校・家庭・地域の連携を支援	青少年の健全育成への支援	家庭教育に関する学習機会の充実	学校・家庭・地域の連携を支援

行動プラン

人権教育講演会の実施　社会教育講座の実施　図書資料の充実　出土品展示の充実

社会教育出張講座の実施　社会教育講座の実施　家庭教育講座の実施　家庭教育講座の実施

社会教育講座の実施

各種講座の実施　図書館主催事業の実施　史跡公開活用の実施

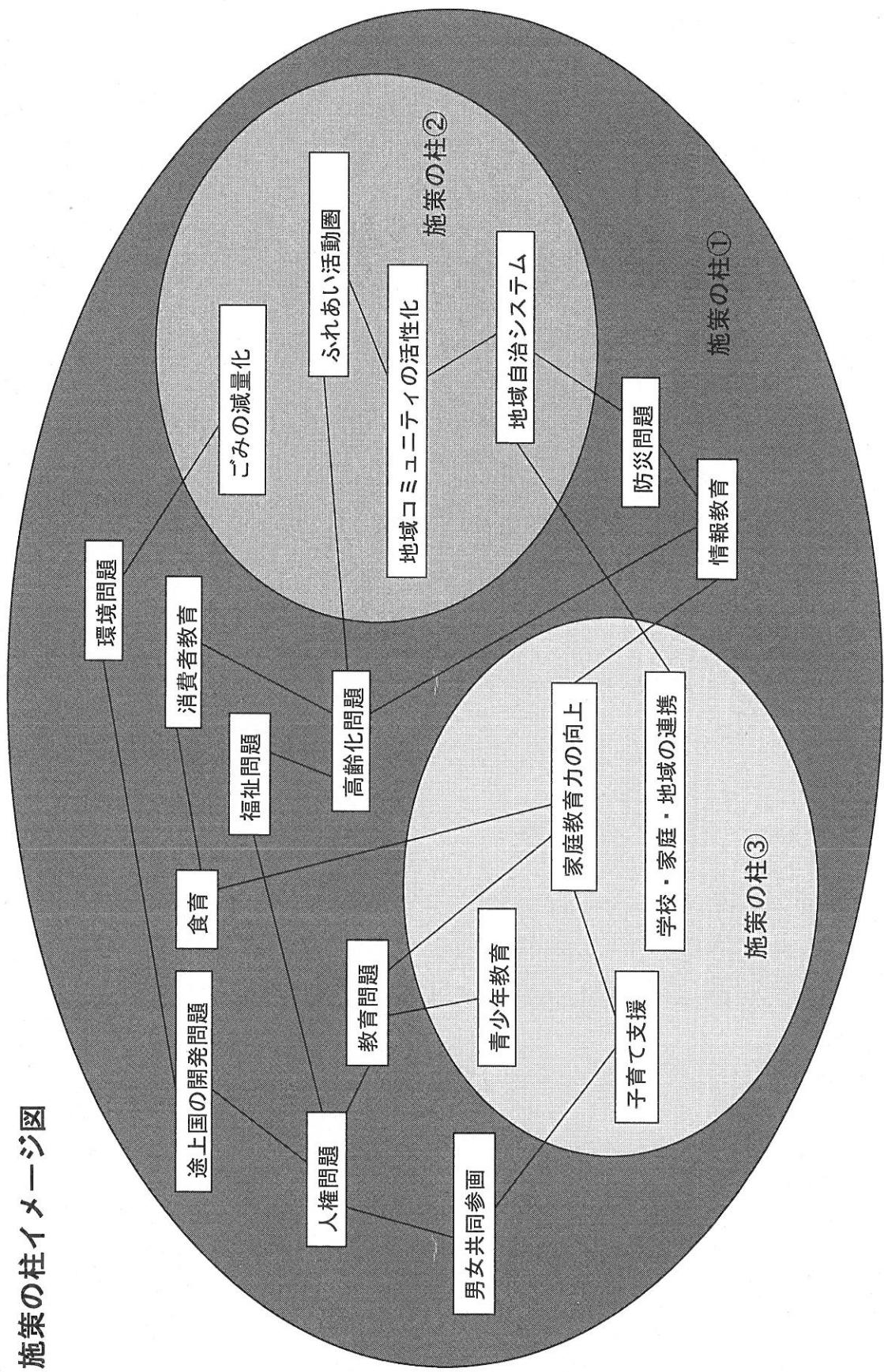
青少年育成事業の実施　社会教育講座の実施　家庭教育講座の実施　家庭教育講座の実施

社会教育講座の実施

各種講座の実施　図書館主催事業の実施　史跡公開活用の実施

社会教育講座の実施　社会教育講座の実施　家庭教育講座の実施　家庭教育講座の実施

施策の柱イメージ図



社会教育推進プランの理念

子どもも大人も共につながり成長していくまち

わたしたちは、将来像の中で「人間を大切にするまちでありたい」とうたっています。この理念の実現のためには、市民一人ひとりが地域に愛着を持ち、まちづくりに積極的に関わる「ひとづくり」がその第一歩となります。

社会教育の充実をめざして、過去から附託された人類共通の財産である文化財を適切に保存し、未来に引き継いでいくとともに、現代的課題や地域課題について、共に学び、個を高め合う機会を広く市民に提供し、学校、地域、家庭のつながりを強化していくことで、地域社会、さらには世界に貢献できる「ひとづくり」に市民と共に取り組んでいきます。

わたしたちは、子どもも大人も共につながり成長していくまちの実現をめざします。

この理念に示されているように、社会教育の使命は広く市民に現代的課題や地域で取り組む課題等についての学び合う機会を提供し、啓発するとともに、まちづくりに積極的に関わることのできる人材を育てることです。

現代的な課題とは、昨今の社会情勢を受けて市民として知る必要のある課題のこととで、例えば、環境問題、人権問題、教育問題、防災問題、地域開発、福祉問題、高齢化問題、医療・衛生問題、男女共同参画などの内容が考えられます。これらの現代的課題を学ぶにあたっては、地球規模で起こっている貧困・飢餓、紛争・戦争、環境破壊、人権侵害といった国際的な問題と日本の社会のあり方が深く関係していることを理解し、共に生きることができる公正な地域社会づくりに参加することを目指す視点が必要です。

地域で取り組む課題とは、例えば、ゴミの減量、地域コミュニティの活性化、ボランティアの育成などの内容が考えられ、現代的課題を身近な視点でとらえ、その問題が国際的な問題と関係していることを理解し、地域の課題を地域の中で解決する糸口としていくことを目指すものです。

学び合う機会とは、講座、ワークショップやイベント、講演会などの啓発事業の実施や、図書館の資料の充実による学ぶ場の提供が考えられます。

学び合う機会を提供することで、人々が自分の住む地域に关心を持ち、地域を知ることで、地域の魅力を発見し、愛着を持ち、さらにそれを発信していくことにつながります。そして学校、地域、家庭のつながりを一層強くする契機となっていき、市民が学んだ知識を自主的に活かしていくことが期待されます。

学ぶことで人が育ち、人と人がつながり、地域がつながり、世界とつながり平和に貢献するまちづくりに寄与する人材を育てることが逗子市の社会教育の姿です。

そこで、この理念の実現のため、以下の3つの施策の柱をもって社会教育を推進します。

- ① 現代的課題に対する学習機会の提供
- ② 地域で取り組む課題に対する学習機会の提供
- ③ 地域で子どもを育てる環境づくりに向けた学習機会の提供

施策の柱①

現代的課題に対する学習機会の提供

逗子市の政策に係る重点課題や、現代的課題について、市民団体や、学校、企業、近隣の自治体、市長部局等と連携を図りながら学習機会を充実させます。

逗子市の重点課題になっている事項や、昨今の社会情勢を受けて新たに提起された社会問題である現代的課題について学ぶことは、人々が社会への関心を高め、社会の一員として積極的に関わる態度を育てる機会となります。現代的課題を学ぶ際は、国際的な問題が日本の社会構造に深く関わっていることを理解するグローバルな視点を持ち、公正な社会づくりに向けて行動できる人材を育成していきます。学習機会の提供にあたっては、より多くの人々が学べるよう、市民団体や学校、企業、近隣の自治体等と連携を図ることが必要です。また、特に逗子市の政策に関わる課題を扱う際は、直接の担当となる市長部局と連携を図りながら、実践的な体験機会につなげていき、人材の活用を視野にいれる必要があります。

具体的施策の方向

①－1 人権意識を養うための学習機会の充実

人権問題は現代的課題のひとつです。男女共同参画社会に対応するもの、災害支援、児童虐待、孤立死、子どもの権利条約など様々なテーマに対応した講演会や講座、ワークショップを実施したり、人権啓発パンフレットを配布することで学習機会の充実をはかります。

(行動プランの例)

人権教育講演会の実施、人権啓発パンフレットの配布、社会教育講座の実施

事業名	人権教育等事業	所管名	社会教育課
事業概要	<p>目的：人権問題について正しい理解を深める。 対象：市民 手段：人権啓発事業の実施</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	○人権啓発事業の実施	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	○人権啓発事業の実施
目標【2018（平成30）年度】 各種講座において、アンケート調査による、受講者評価が80点を超えていている。	現状【2013（平成25）年度末】 80点を超えていない講座がある。	目標【2022（平成34）年度】 各種講座において、アンケート調査による、受講者評価が80点を超えていている。	現状【2013（平成25）年度末】 80点を超えていない講座がある。

①－2 新たに提起された社会問題に関する学習機会の充実

現代的課題や逗子市の政策課題になっている事項についての学習機会として講演会や講座、ワークショップを実施します。たとえば、環境問題、食育、消費者教育、情報教育などが考えられます。

（行動プランの例）

社会教育講座の実施、各種講座の実施

事業名	社会教育講座事業	所管名	社会教育課
事業概要	<p>目的：市民の高度な学習要求にこたえるため、現代的課題や政策課題等の学習機会を提供することで、地域社会、日本全国、さらには世界へと、自分たちの課題として関心を向けて行ってもらいたい。 対象：市民 手段：現代的課題や政策課題の講座の実施</p>		

主な事業内容	
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 ○現代的課題や政策課題等の講座実施	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 ○現代的課題や政策課題等の講座実施
目標【2018（平成30）年度】 社会教育講座等各種講座において、アンケート調査による、受講者評価が80点を超えている。	現状【2013（平成25）年度末】 80点を超えていない講座がある。
目標【2022（平成34）年度】 社会教育講座等各種講座において、アンケート調査による、受講者評価が80点を超えている。	現状【2013（平成25）年度末】 80点を超えていない講座がある。

①－3 図書館資料の充実と利用者への支援

図書館を取り巻く関係機関や団体等との連携・協力のもと、子どもから大人までさまざまな年代の利用者への学習機会や情報の提供に努めるとともに、図書館資料の充実と利用者への支援をはかります。

（行動プランの例）

図書資料の充実、図書館主催講座の開催、テーマ展示の実施

事業名	図書館主催事業	所管名	図書館
事 業 概 要	目的：市民の高度な学習要求にこたえるため、図書館の利用促進、普及活動・資料紹介等の図書館主催事業を充実させることで読書の推進を図る。 対象：市民 手段：図書館主催の事業の実施		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度 ○図書館主催事業の実施	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度 ○図書館主催事業の実施		
目標【2018（平成30）年度】 図書館において、様々なテーマ設定により年間26回以上の図書の展示を行い、読書の推進を図る。	現状【2013（平成25）年度末】 22回（一般向け12回、児童向け10回）		
目標【2022（平成34）年度】 図書館において、様々なテーマ設定により年間30回以上の図書の展示を行い、読書の推進を図る。	現状【2013（平成25）年度末】 22回（一般向け12回、児童向け10回）		

①－4 文化財の保存の推進と活用の充実

遺跡出土品や史跡など、市内の文化財を将来にわたって適切に保存するための措置を積極的に進め、それらを公開することで、郷土の歴史を知り、触れる機会の充実を図ります。

(行動プランの例)

出土品保存と展示の充実、史跡公開活用の実施

事業名	文化財保存活用事業	所管名	社会教育課
事業 概要	目的：国指定史跡名越切通、長柄桜山古墳群をはじめとした文化財を適切に保存管理、公開活用する。 対象：指定文化財所有・管理者、市民、市外からの来訪者 手段：所有・管理者が行う指定文化財の維持管理、保存修理等を支援する。 指定文化財等説明板を設置する。老朽化した文化財収蔵庫を改修する。 整備計画、実施計画等に基づいて名越切通、長柄桜山古墳群を整備する。		
主な事業内容			
	2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○保存修理等補助金、管理奨励交付金の交付 ○名越切通まんだら堂やぐら群(A・B群)の保存工事 ○長柄桜山古墳群第1号墳保存工事	○保存修理等補助金、管理奨励交付金の交付 ○持田収蔵庫の改修 ○まんだら堂やぐら群内石塔類の保存処理 ○長柄桜山古墳群第1号墳保存工事		
目標【2018（平成30）年度】 まんだら堂やぐら群(A・B群)の保存工事が終了している。	現状【2013（平成25）年度末】 一部着手		
目標【2022（平成34）年度】 長柄桜山古墳群第1号墳の保存工事が終了している。	現状【2013（平成25）年度末】 一部着手		

施策の柱②

地域で取り組む課題に対する学習機会の提供

市内の各地域において、諸課題についての学習機会を充実させることで、地域で取り組む課題の解決を担える人材の育成を図り、地域活動へのきっかけづくりを行います。

逗子市の地域社会を活性化し、地域の諸課題については地域の人々によって解決し、住みよいまちをつくっていくため、逗子市の中心部のみでなく、地域の各拠点において、学習機会を充実させ、地域社会に目を向け、積極的に地域活動を担える人材を育てていく必要があります。人々が地域の各拠点に集い、交流するきっかけをつくり、地域の課題を考え、地域活動によって解決していくような講座、ワークショップづくりを行っていきます。

具体的施策の方向

②-1 地域に親しむきっかけづくりへの支援

地域の人々が各拠点に気軽に集い、知り合い、つながりを持つことで、地域社会を活性化するため、各拠点において、健康・衛生講座、市民生活講座、趣味・教養講座、青少年講座、地域講座等を実施し、人々が地域に親しむきっかけづくりを行います。

(行動プランの例)

社会教育出張講座の実施、社会教育講座の実施

事業名	社会教育出張講座事業	所管名	社会教育課
事業 概要	<p>目的：地域のコミュニティーセンター等で、市民の多様な学習要求に応えるため、社会教育出張講座の開催をとおして地域活動等へのデビューのきっかけづくりとなる。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：健康・衛生講座、市民生活講座、趣味・教養講座、青少年講座、地域講座等の実施</p>		
主な事業内容			
	2015（平成27）年度～2018（平成30）年度	2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
	○健康・衛生講座、市民生活講座、趣味・教養講座、青少年講座、地域講座等の実施	○健康・衛生講座、市民生活講座、趣味・教養講座、青少年講座、地域講座等の実施	

②－2 地域の課題に関する学習機会の充実

地域の諸課題について、地域の人々によって解決していくよう、人材を育成するため、政策課題となっている事項や現代的課題についての講座、ワークショップを地域の各拠点において実施します。たとえば、環境問題、食育、消費者教育、情報教育などが考えられます。

（行動プランの例）

社会教育講座の実施、各種講座の実施

②－3 地域活動に関する学習機会の充実

地域の人々が積極的に地域活動に関わっていくよう、地域の各拠点において地域活動を行っている人が他の地域活動団体とつながりを持ち、これから地域活動を行いたい人と地域活動団体をつなげるような講座、ワークショップを実施します。また、地域活動をより活発にするヒントとなるような講座、ワークショップを行います。

（行動プランの例）

社会教育講座の実施、各種講座の実施

事業名	各種講座事業（リーディング事業）	所管名	社会教育課
事 業 概 要	<p>目的：市民の高度な学習要求にこたえるため、逗子の歴史や文化財、現代的課題、地域課題等の学習機会を提供し、市民の学習活動やまちづくり、ひとづくりの講座を開催することで、地域活動等へのデビューのきっかけづくりを行い、地域の課題を地域で解決できる人材育成をめざす。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：逗子の歴史や文化財や現代的課題の講座、地域の課題を地域で解決するための人材を育成する講座や家庭教育講座、社会教育出張講座を開催する。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育講座等各種講座の実施 ○人材育成のための講座の検討、実施 <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成講座の企画、立案 ・2年間の連続講座の実施（第1期） 		<ul style="list-style-type: none"> ○社会教育講座等各種講座の実施 ○人材育成のための講座の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・第1期講座の受講者アンケート調査分析 ・2年間の連続講座の実施（第2期） ○人材育成講座修了生の活動場の検討推進 	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
地域課題の解決に向けた人材育成のための講座やイベントが開催されている。		開催していない。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
地域課題の解決に向けた人材育成のための講座やイベントが開催されている。		開催していない。	

施策の柱③

地域で子どもを育てる環境づくりに向けた学習機会の提供

市民団体、学校、市長部局等と連携しながら、青少年の健全育成を図るとともに、家庭教育に関する学習機会を充実させ、学校、地域、家庭のつながりを強化します。

少子高齢化、核家族化が進んだ現代において、教育は学校や家庭のみにおいて行われるのではなく、地域全体で連携し、地域社会の中で育てていく必要があります。そのためには、地域の中で青少年の健全育成を図る事業を行うとともに、子育て中の保護者等が家庭教育に関する学習機会を得て、保護者の養育力、子育て力を向上し、学校、地域、家庭のつながりを強化していくことで、地域の活性化に寄与していきます。

具体的施策の方向

③-1 青少年の健全育成への支援

青少年を対象に、地域と連携しながら異年齢、異世代との交流を促し、青少年の自主性、自律性、主体性を育成する講座、ワークショップやイベントを実施し、地域の中での青少年の健全育成を目指していきます。

(行動プランの例)

青少年育成事業の実施、社会教育出張講座の実施

③-2 家庭教育に関する学習機会の充実

子育て中の保護者等を対象に、子育ての悩みを解消し、子育てが楽しめるよ

う家庭教育に関する講座、ワークショップを実施し、保護者の養育力、子育て力の向上を目指していきます。女性だけでなく、男性の保護者も対象とし、夫婦が協力して子育てできるよう促していきます。

(行動プランの例)

家庭教育講座の実施、社会教育講座の実施

③－3 学校・家庭・地域の連携を支援

子育て中の保護者同士がつながりを持ち、学校とも協力して地域全体で子育てを担えるよう、当事者同士が知り合い、つながっていけるきっかけづくりとなる講座、ワークショップを実施していきます。

(行動プランの例)

家庭教育講座の実施、社会教育講座の実施

事業名	家庭教育推進事業	所管名	社会教育課
事業 概要		目的：家庭の教育力向上図る。 対象：子育てに関心のある市民及び子育て中の保護者 手段：家庭教育の向上を図り、地域全体で家庭教育を支えるため、子育て中の保護者及び子育てに関する地域活動に関わる人たちへの支援を行う講座を企画し開催する。	
主な事業内容			
2015(平成27)年度～2018(平成30)年度		2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
○家庭教育講座等、家庭の教育力の強化のための講座の実施		○家庭教育講座等、家庭の教育力の強化のための講座の実施	
目標【2018(平成30)年度】 地域で子どもを育てる環境づくりの構築に向けた家庭教育講座が5回開催されている。		現状【2013(平成25)年度末】 3回	
目標【2022(平成34)年度】 地域で子どもを育てる環境づくりの構築に向けた家庭教育講座が5回開催されている。		現状【2013(平成25)年度末】 3回	

用語解説

社会教育

学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動。(体育及びレクリエーションの活動を含む。)

生涯学習

一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識や技術を身につけたり、生きがいのある充実した人生にするため、自分の意思に基づき、必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで生涯を通じて行う学習活動。

現代的課題

昨今の社会情勢を受けて市民として知る必要のある課題のことで、例えば、環境問題、人権問題、教育問題、防災問題、地域開発、福祉問題、高齢化問題、医療・衛生問題、男女共同参画などの内容が考えられる。

地域で取り組む課題

逗子市の行政課題になっている事項などが考えられ、例えば、ゴミの減量、地域コミュニティの活性化、ボランティアの育成などの内容が考えられる。

環境問題

人類の活動に由来する環境の変化により発生した問題の総称。地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、砂漠化、森林減少、野生生物種減少、大気汚染、水質

汚染等多岐にわたり、地域のみならず、地球規模の問題も多く含む。

人権問題

人間として生まれながらに持っている基本的人権や社会的権利が尊重されないことにより起こる問題のこと。子ども、女性、障がい者、高齢者、患者等、同和問題、外国人住民、ホームレス、犯罪被害者等様々な社会的弱者に対する諸問題を指す。

教育問題

教育現場で起こる諸問題の総称。いじめ、不登校等があげられる。

防災問題

過去の災害実例によって顕在化した問題の総称。災害時において、被害の拡大を防止し、人の命を守り、復旧復興するための諸課題。

地域開発 地域コミュニティの活性化

特定の地域において行われる社会生活の向上を目的とした開発のこと。近年、核家族化、地域コミュニティの崩壊により、子育て等において地域の援助が受けられなかつたり、災害時の共助がすすまないなどの問題が顕在化し、地域コミュニティの再編、活性化が課題となっている。

福祉問題

児童虐待等の児童福祉、介護福祉、障がい福祉など、社会的弱者に対する福祉全般の諸問題のこと。

高齢化問題

高齢者が人口に占める割合が増加したことによる、労働人口の減少、要支援世帯の増加、地域社会の担い手の減少など社会全体に影響を及ぼす諸問題のこと。

医療・衛生問題

心身の健康の保持・増進を図るために必要な医療、衛生の諸問題全般を指す。

男女共同参画

男女の人権が等しく尊重され、女性も男性も自らの選択によってあらゆる場において活動でき、また、生き方を楽しめる、お互いが支え合い、利益も責任も分かち合える社会のこと。

食育

食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践し、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的とした教育。

消費者教育

食の安心・安全、環境問題、悪質商法、多重債務など、消費生活に関する諸問題について学び、一人一人が自立した消費者として安心して安全で豊かな消費生活を営むための教育。

情報教育

情報活用能力の育成をはかるための教育。

講座

講演などの受け身のものだけでなく、ワークショップなどを取り入れた双方向的なもの等、テーマ、目的により様々な方法により催される学習の場。単発のものもあれば、連続講座の場合もある。

ふれあい活動圏

逗子市まちづくり基本計画においてうたわれている、日常生活圏域における安心・安全、共同体のぬくもりや市民の血のかよった共同社会の創成への取り組みを行う際の、「日常生活圏域」を指す。

地域自治システム

地域の個性や実情に応じ、地域の課題にきめ細かに対応するため、地域の生活に関わる多面的な課題に地域住民が取り組む新しい地域自治の仕組み。概ね小学校区を単位とし、住民自治協議会を設立、交付金の創設、地域担当職員による支援などを行う。

リーディング事業

逗子市総合計画の基本構想の「5本の柱」及び「取り組みの方向」の実現に向けて必要な事業、または大きな役割を果たす事業であり、実施計画期間において市が特に戦略的に実施していくべき最も重要な事業である。